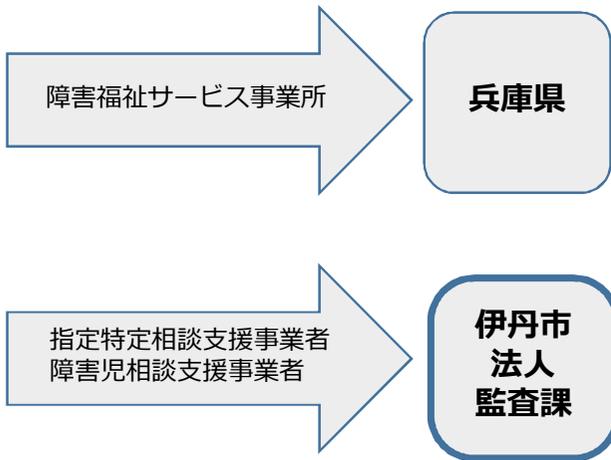


伊丹市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録と加算取得の流れ

① 運営規程の変更

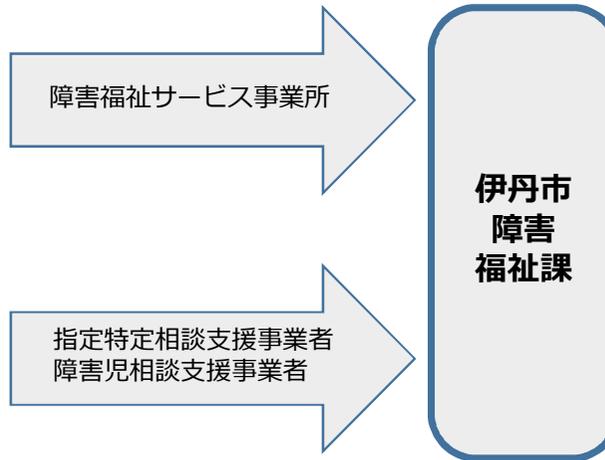


【提出書類】

- ・ 変更した運営規程
- ・ その他添付する資料があれば随時

変更があった日から10日以内に県または市へ届け出てください。

② 伊丹市への登録申請



【提出書類】

- ・ 変更した運営規程の写し
- ・ 登録申請書（様式第1号）

変更した運営規程の写しは、指定機関の受領印済みのものを提出してください。

③ 加算取得

地域生活支援拠点等に係る 加算の請求

※届け出の提出日と算定について

- ① 当該月の15日までに届出を行った場合 → 翌月から算定開始
- ② 当該月の16日以降に届出を行った場合 → 翌々月から算定開始